

税務調査にのぞむ心得

今年の税務調査の季節も佳境を迎えています。

税務署職員の人事異動は7月10日と決められており、従来、その内示は7月3日に行われていました。そして辞令が交付される7月10日からおおむね1~2週間たった7月中旬から下旬にかけて、税務調査を打診する第1弾の電話が、税務署から税理士事務所に向けられるというスケジュールでした。

ところが、今年から人事異動の内示が約1週間早まったので、辞令交付に先立って7月初旬ごろから、税務調査打診の電話がかかってくるようになりました。その分、例年より多い調査件数になるのではないのでしょうか。

税務調査に立ち会って感じることは、年々若く経験の浅い調査官がひとりでやってくるケースが増えているという点です。どの税務署も中堅どころの年齢層がうすく、新人の教育期間を1年で切り上げて、2年目からはひとりで現場に向かわせるのだそうです。

経験が浅いため、質問も要領を得ず、書類を調べる順序も非効率です。思わず小言を言いたくなりますが、ここはグッとこらえて、自分が20代の頃に何ができていたかを自問するようにしています。調査官が女性の場合には、もしも自分の娘だったらと考えるようにして、要らぬことを言わないようにしています。

若い調査官の場合、ほとんど裁量権限を与えられていないので、調査現場で起こったことは、すべて上司(統括官)に復命するよう指導されています。つまり、経営者や税理士が協力的だったかどうかの印象も含めて一切合切を報告するので、若い調査官にも丁寧に、かつ打ち解けて話をするのが重要だと心がけています。

■ 調査当日までの段取り

すでに税務調査を受けることに関しては、ベテランの経営者もおられるとは思いますが、今回は、税務調査を受ける際の心構えについて、触れてみたいと思います。

税務調査をしたい旨の通知は、先述したように、まず税理士事務所に電話連絡で行われます。税理士事務所は、税務署の希望日を聞いて、顧問先及び税理士のスケジュール確認をして後日、電話で税務署にこちらの希望日を伝えるという段取りになります。

社長のお仕事が忙しく、どうしても時間がとれないという場合には、できるだけ詳しい事情説明をしたうえ、例えば1か月ほど予定を先延ばしすることも可能です。

調査の前には、前回税務調査で指摘された事柄が改善されているかを中心に再確認を行い、同じ業種の税務調査で指摘される事柄を再チェックしたうえ調査当日を迎えます。

調査当日には、事前に税務署から指示されている必要書類のほか、会社案内のパンフレットや、会社の組織図(あるいは職員名簿)を用意しておけば、調査当日の手間が省け、調査官の印象もよくなります。

■ 調査当日の心得

税務調査の心得として大事なのが、「聞かれたことのみ答える」ということです。

たとえ相手が年下であっても、調査官という立場から質問を受けると、いつもより言葉数が多く早口になりがちです。そして、聞かれていないことまで延々と話してしまい、調査の糸口を調査官に与えてしまうことがあります。

調査初日の午前中に会社概要などを聞かれますが、このとき調査官はあらかじめ「突っ込みどころ」と踏んでいる箇所を探りを入れ、調査の突破口を探していますので注意が必要です。調査官が経営者に対して個人的な興味を持っているはずもなく、質問の裏には何らかの意図があるのだと考えていた方が良いでしょう。特に趣味の類を聞かれたときには、用心していたほうがよいでしょう。

そして「わからないことはわからないと言う」というのも、税務調査の心得です。

ある程度打ち解けた状態になると、調査官からの質問に対して、無理に答えようとして調査が混乱することがあります。不明な点や曖昧な点は、いい加減な答えをすると矛盾を指摘されることになるので、素直に「わかりません」と答えるのが肝心です。

時間をかければわかるような質問に対しては、「後で調べて答えます」と答えても決して心証を害することはありません。税務的な判断も慎重に行っているのだと、むしろ好意的に受け止められることが多いと思います。

■ 無予告調査への対応

ごくまれに、税務署からの事前の通知なしに、税務署員が税務調査にやってくる場合があります。現金商売のケースなど、現場を押さえなければ税逃れを確認しづらいケースなどですが、これは基本的にルール違反だと私は考えています。

数年前の国税通則法の改正で、税務調査のプロセスが明確化された際、「現金商売というだけの理由で無予告調査はしない」と当局の担当者は明言していました。

内部通報や客観的な資料の発見によって、無予告でなければ隠ぺいされてしまうと判断した場合にのみ、無予告調査を行うことは手続き上可能です。しかし、納税者には税理士の立会を求める権利があり、税理士には顧問先の税務調査に立ち会う権利があります。

もしかりに「現金商売だから」というだけの理由で、予告なしの調査が行われそうな場合には、「税理士が来るまで別室で待機するか、いったん帰署してください」と毅然と答えてください。

無予告調査に対しては、私は当日のうちに税務署に出向き、担当統括官の面会を求めて厳重に抗議するようにしています。

税務署との無用な軋轢は避けなければなりません。許しがたい失礼に対して厳重に抗議しなければ、長い目で見た良好な関係は築けないと考えているからです。

(所長 瀬戸 英晴)